

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年7月1日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	佐伯市 44205
地域名 (地域内農業集落名)	旧佐伯市内 (女島・狩生・河内・大宮・中の内・新越・大越・蛇崎・下久部・上久部・泥谷・津志河内・小島・角道・西の平・岸の上・前方・宮河内・大野・原岡・沖迫・上岡・高畠・檜野・野口)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	320 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	250 ha
② 田の面積	240 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	80 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.1 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<現状>

【女島】

宅地が中心の地域であるが、海沿いに農地が集中しており、畜産業や施設園芸が行われている。主に畜産農家と法人1者を中心として農業が行われている。

【八幡】

宅地が中心の地域であるが、山沿いに向かって農地が集中しており、果樹を中心とした農業が行われている。狩生地区には認定新規就農者が参入し、施設果樹による規模拡大が行われている。

【大越】

市街地から離れた山間の集落で旧市内の地区の中では極端に人口が少ない状況である。棚田状に農地があり、耕作条件が悪い農地も多くある。主要な担い手はおらず、協議会を結成し構成員を中心に事業を活用しながら農地の耕作・保全が行われている。

【久部】

住宅地の間に農地が広がる地域で、法人を中心とした農業が行われている。

【泥谷】

住宅地の間に農地が広がる地域で、法人や畜産農家を中心とした担い手が外部から参入している。

【津志河内・小島】

旧佐伯市のエリアでは南部に位置し、平坦な農地が広がっている。企業参入が進んでいるが、地元の担い手も多数いる地域である。

【木立】

須留木、中尾地区を除いた地域の範囲で、地元の担い手が多い地域。水田、野菜、果樹など多様な品目の経営が行われている。

【鶴岡】

上岡、樫野地区を中心に住宅地の間に農地があり、耕作が行われている。

<課題>

担い手の高齢化等による後継者不足。保全管理組合等もあり農地の耕作・維持管理を継続しようとしているが、地域によっては宅地化も進んでおり、どのように農地を活用していくかが今後の課題。また、大越地区においては耕作条件が著しく不利な状況であり、獣害対策や農地を今後どのように保全していくかが課題。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

保全管理組合の活動等により農地の維持管理を継続し、条件の良い地域や農地については、高収益な作物の作付けや企業参入等を推進し、担い手の確保や農地の活用について検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、地域の農業者、担い手(法人、企業誘致等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	32.09	%	将来の目標とする集積率	33.68	%
--------	-------	---	-------------	-------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農地中間管理事業を活用し、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域の農業者や地域内に参入している法人への農地の集積・集約化を推進する。 地域内の担い手への集積が難しい場合は外部の担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手がいなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備事業を活用し、生産効率の向上を図っていく。現段階では事業の活用を考えていない地区についても集積が進んできた場合は事業を活用し、改善を図っていくことを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①について

鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

②・⑨について

有機農業を推進する。耕畜連携による堆肥の還元を推進する。

③について

ドローンによる農薬散布などスマート農業を実施・推進する。

⑤について

果樹等の高収益な作物の作付けを検討・推進していく。

⑦・⑧について

保全管理組合の活動を通して農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
女島	認農	1	牧草	7.3 ha	ha	牧草	7.3 ha	ha	1	
	認農	2	野菜	2.4 ha	ha	野菜	2.4 ha	ha	2	
	認農	3	養鶏(採卵鶏)	1 ha	ha	養鶏(採卵鶏)	1 ha	ha	3	
西八幡	利用者	4	露地果樹・施設果樹	1.6 ha	ha	露地果樹・施設果樹	1.6 ha	ha	4	
	認就	5	露地果樹・施設果樹	1.4 ha	ha	露地果樹・施設果樹	1.4 ha	ha	5	
	利用者	6	果樹、花き、野菜	0.47 ha	ha	果樹、花き、野菜	0.47 ha	ha	6	
大越	利用者	7	水稻	3.4 ha	ha	水稻	3.4 ha	ha	7	
	利用者	8	水稻、野菜、果樹	1.3 ha	ha	水稻、野菜、果樹	1.3 ha	ha	8	
	利用者	9	水稻	1 ha	ha	水稻	1 ha	ha	9	
	利用者	10	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	10	
	利用者	11	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	11	
	利用者	12	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	12	
	利用者	13	水稻、牧草	1.1 ha	ha	水稻、牧草	1.1 ha	ha	13	有機
	利用者	14	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	14	
	利用者	15	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	15	
	利用者	16	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	16	
	利用者	17	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	17	
	利用者	18	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	18	
	利用者	19	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	19	
	利用者	20	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	20	
	利用者	21	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	21	
	利用者	22	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	22	
	利用者	23	水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha	23	
	利用者	24	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	24	
	利用者	25	水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	25	
	利用者	26	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	26	
	利用者	27	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	27	
久部 泥谷	認農	28	水稻	4.1 ha	ha	水稻	4.1 ha	ha	28	有機
	認農	29	牧草	2.2 ha	ha	牧草	2.2 ha	ha	29	
	認農	30	野菜	0.09 ha	ha	野菜	0.09 ha	ha	30	
	利用者	31	水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha	31	
	利用者	32	牧草	1.3 ha	ha	牧草	1.3 ha	ha	32	
	認農	33	枝豆、麦、大豆	3.2 ha	ha	枝豆、麦、大豆	3.2 ha	ha	33	
	認農	28	水稻	4.7 ha	ha	水稻	4.7 ha	ha	28	有機
	認農	35	麦	1.8 ha	ha	麦	1.8 ha	ha	35	有機
津志河内	認農	28	麦、水稻、野菜	2.2 ha	ha	麦、水稻、野菜	2.2 ha	ha	28	有機
	利用者	32	牧草	3.4 ha	ha	牧草	3.4 ha	ha	32	
	認農	29	牧草	2.2 ha	ha	牧草	2.2 ha	ha	29	
	認農	30	水稻	2.9 ha	ha	水稻	2.9 ha	ha	30	
	認就	36	にら	1 ha	ha	にら	1 ha	ha	36	
	利用者	37	水稻、牧草	0.8 ha	ha	水稻、牧草	0.8 ha	ha	37	
	利用者	38	水稻	0.2 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	38	
	利用者	39	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	39	
	利用者	40		ha	ha	にら	1.3 ha	ha	40	
	認農	41		ha	ha	果樹、花木	2.5 ha	ha	41	
	認農	42	にら	0.6 ha	ha	にら	1.9 ha	ha	42	
	認農	43	水稻	3 ha	ha	水稻	3 ha	ha	43	
小島	利用者	44	水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	44	
木立	認農	45	水稻	7.3 ha	ha	水稻	7.3 ha	ha	45	
	認農	46	水稻	5.3 ha	ha	水稻	5.3 ha	ha	46	
	認農	47	水稻	3.2 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha	47	
	認農	48	水稻・野菜	2.7 ha	ha	水稻・野菜	2.7 ha	ha	48	
	認農	49	水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	49	
	利用者	50	水稻・WCS	2 ha	ha	水稻・WCS	2 ha	ha	50	
	利用者	51	水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	51	有機
	認農	52	水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	52	
	認農	53	牧草	1.8 ha	ha	牧草	1.8 ha	ha	53	
	認農	54	水稻・いちご	0.9 ha	ha	水稻・いちご	0.9 ha	ha	54	
	認農	55	トマト、花き、花苗	0.7 ha	ha	トマト、花き、花苗	0.7 ha	ha	55	
	認農	56	水稻・いちご	0.6 ha	ha	水稻・いちご	0.6 ha	ha	56	
	認農	57	にら・ぶどう	0.1 ha	ha	にら・ぶどう	0.1 ha	ha	57	
	認就	58	野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	58	

鶴岡

認農	59	野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha	59	
認農	60	野菜	0.04 ha	ha	野菜	0.04 ha	ha	60	
認就	61	いちご	0.4 ha	ha	いちご	0.4 ha	ha	61	
認農	62	野菜	1.2 ha	ha	野菜	1.2 ha	ha	62	有機
認農	63	いちご	0.5 ha	ha	いちご	0.5 ha	ha	63	
認就	64	野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha	64	有機
認就	65	いちご	0.8 ha	ha	いちご	0.8 ha	ha	65	
認農	66	いちご	0.4 ha	ha	いちご	0.4 ha	ha	66	
利用者	67	水稲	0.7 ha	ha	水稲	0.7 ha	ha	67	有機
利用者	68	水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.4 ha	ha	68	
利用者	69	水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.4 ha	ha	69	
計	69経営体		102.7 ha	0 ha		107.8 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。